

大学評価・学位授与機構による「学士」の学位授与の問題点 — 高専専攻科修了生に関連して

Problems on Awarding of Bachelor Degree by National Institution for Academic Degrees
and University Evaluation — to Graduates of Advanced Course of College of Technology

胸組 虎胤

Toratane MUNEGUMI

大学評価・学位授与機構の認証評価によって「適切と判定された専攻科課程」修了生が、同じ機構による学位審査で不合格になることがある。これは学位審査を受けた学生が提出した学修成果レポートが不合格になるか、最終論文試験に不合格になるかのどちらかである。しかし、不合格者には採点後の答案は返却されず、不合格の詳細な理由は本人にも学校にもフィードバックされない。もし、学位授与機構が高等教育機関として機関別認証評価を受けたならば明らかに不適切と判定されるであろう。専攻科の成績と修了が厳格に審査されているのに、最終の学位審査はこのようにずさんである。他にも制度上の問題点が存在する。

1. はじめに

高等専門学校専攻科の修了生は大学評価学位授与機構の審査を経てはじめて「学士」の学位を得ることができる。しかし、専攻科を修了しても学位の審査に不合格となる修了生が出る¹⁾。これは専攻科の学生を指導する教員としては非常に頭の痛い問題であり、学生にとっても4月からの進学や就職ができなくなるなど深刻である。

文献を調査すると、学位認定試験の受け方や学生の質だけで片付けられない、制度上の問題が明らかとなった。本論文では「学士」の学位授与制度に関連し、歴史的背景、海外の事情、および大学評価・学位授与機構の機能の点から論じたい。

2. 「学士」の学位授与の歴史^{2,3)}

2-1. 「学士」の学位が称号へ

「学士」の学位が日本で初めて授与されたのは、明治12年(1879年)、東京大学(後に帝国大学を経て東京帝国大学となる)の第1回卒業式で、それまでの卒業生全員に対してである²⁾。まもなく、大学ではない札幌農学校、駒場農学校、工部大学校にも学士の学位授与権が与えられている。札幌農学校については、第1回卒業生大島正建

に対して明治13年(1880年)に与えられた学士学位授与証が残っている⁴⁾。この学位授与証の授与者は当時の開拓長官黒田清隆となっている⁴⁾。

しかし、明治19年(1886年)の「帝国大学令」によって、「学士」は帝国大学の分科大学の卒業生にのみ許される称号となった^{2,3)}。ただ、札幌農学校等の専門学校では明治20年以降の卒業生は「学士」と称することができた⁵⁾。学士称号使用許可の上申書と内閣総理大臣黒田清隆の許可通知がある。黒田清隆は札幌農学校の創立者であり、北海道開拓長官であったこともあり、北海道の発展には特別の思い入れがあったことは想像に難くない。

一方、学位は「学位令」(明治20年(1887年))によって、学位は博士と大博士の二つに限られた。同時に制定された「中学校令」で5年制の尋常中学校とその上に3年制の高等中学校が制定された。高等中学校は明治27年(1894年)の「高等学校令(第一次)」によって4年制の高等学校となった。これは「帝国大学より簡易な高等教育機関をつくり」⁶⁾、「社会の需要に応えるための実務家の養成を急ごうとした」⁶⁾と考えられている。

2-2. 「専門学校令」⁷⁾と「実業学校令」⁸⁾

「高等学校令（第一次）」の後、高等学校は実務家養成よりは帝国大学予科としての性格のものとなっていったため、上述の目的は果たせなかった²⁾。一方、専門職業人を養成するための学校として成立していた専門学校には、（１）早稲田や慶応などの私立、（２）東京高等工業学校、東京高等商業学校などの官立、（３）東京外国語学校、東京美術学校、東京音楽学校、さらに、（４）専門学校ではないが高等学校の医学部であった５学部があった。明治36年（1903年）に制定された「実業学校令改正」と「専門学校令」によって、上記（１）、（３）、（４）は「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校」（専門学校令第一条）という高等教育機関として位置付けられ、（２）については「実業専門学校」とされた。

ここで、実業専門学校は「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ高等専門学校トス」（実業学校令第二条）および、「高等専門学校ニ関シテハ専門学校令ノ定ムル所ニ依ル」（同第二条2）の規程によって、「高等専門学校」の位置付けとなった。

2-3. 「大学令」⁹⁾

すでに述べたように、「帝国大学令」によって帝国大学の卒業生にしか学士の称号は許されなかった。しかし、私立の専門学校、官立の高等専門学校の中に大学への昇格を望む声が高まると、大正7年（1918年）に「大学令」が出され、帝国大学以外の官立大学、公立および私立の大学設置が認められるようになった。大学に昇格したことにより、その卒業生は「学士」と称することができるようになった。これと同時に「高等学校令（第二次）」¹⁰⁾によって、高等学校に3年の高等学校尋常科と高等学校高等科が設けられ、大学予科を設けてよいこととなった（図1）。

2-4. 新制大学

戦後、多くの専門学校、高等学校、師範学校などが統合を経て新制大学へと移行した。これにより「学士」の称号はさらに一般的なものとなった。

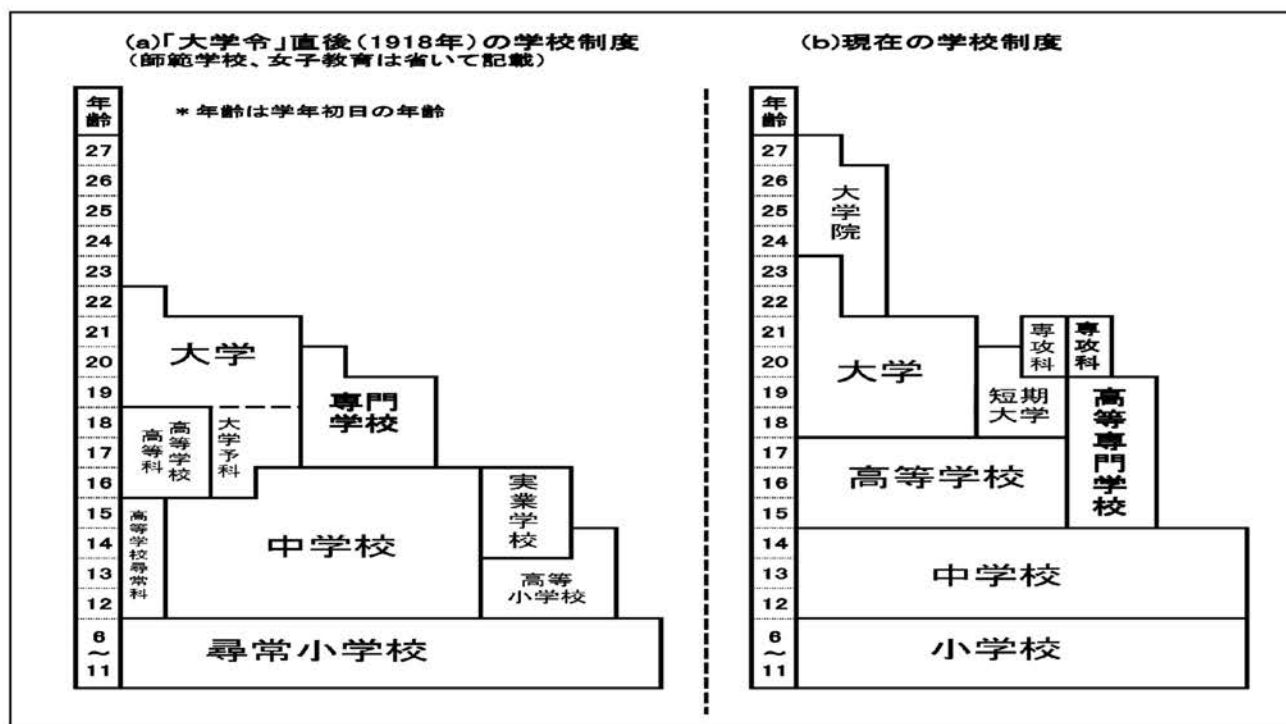


図1. 学校制度の変遷

3. 現状の学位授与

戦後、新たにいくつもの学校種が誕生した。短期大学、高等専門学校、専門学校（後に専修学校と改称）、文部省（当時）管轄でない他の省庁管轄の大学校、職業訓練大学校等である。これらの学校の接続が問題になってきた。短期大学については大学3年生に編入する道がすぐに開かれたが、高等専門学校卒業生については、豊橋、長岡の技術科学大学の誕生を見るまで、先がない、いわば袋小路的な状況が続いた。後に、多くの大学での編入学が認められて、状況は大きく改善した。

その後、自らの卒業生に対して大学程度の教育を行なおうとする気運が高まり、専攻科ができた。このような動きに対応するためか、大学評価・学位授与機構が誕生し、大学レベルの専攻科を認定専攻科として認定して、修了生に対して学位認定試験を課し、合格者に対して「学士」の学位を与える制度が出来上がった（図2）。従来、称号であった「学士」は、すでに、1991年に学位として大綱化されていた。「修士」、「博士」についても、称号ではなく、学位として明確化された。ところが、専攻科修了生の「学士」の学位授与に関連して矛盾が生じることになる。

4. 専攻科と学士の矛盾

4-1. 学校種別の差別

学校種別の学位授与の過程を図3に示す。

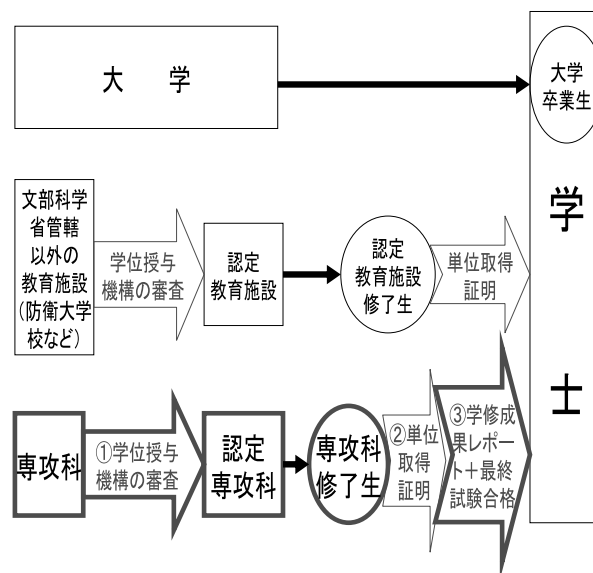


図3. 学位認定の過程

当然大学卒業生は自動的に「学士」となることができる。文部科学省管轄以外の教育施設（防衛大学校等）については学位授与機構の審査を経て「認定教育施設」となった後、修了生が単位取得証明を提出すれば、「学士」が授与される。

学位規程（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

- 一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの
 - 三 外国において学校教育における14年の過程を修了した者
 - 四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者
- 2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

図2. 大学評価・学位授与機構が授与する学位

しかし、短期大学、高等専門学校専攻科は認定専攻科として認定された後、その修了生は単位取得証明書を提出し、さらに、学修成果レポートを提出した後、最終試験に合格しなければならない。

このように同じ「大学レベル」として認められた教育機関の卒業生が、一方はそのまま「学士」となり、他方は単位認定が必要であったり、または、単位取得認定の上にさらに学修成果レポートと最終試験が必要であったりする。これは学校種別の一種の差別である。また、これは「教育機関を大学レベルとして認定し」、「卒業生の質を信じない」という一種の自己矛盾が大学評価・学位授与機構に存在することを意味する。

このような差別化は「学位授与は大学に認められた特権である」³⁾という考えに根ざしているが、専門学校を卒業した者でも、優秀であると認められれば、「学士」を与えてもいいという見方から試験を課しているとも見ることができる。

このように低位の学校の卒業生を評価して、学位を認めようとするについての検討が、実は明治時代にもなされていた。

4-2. 明治版「学士」への道

明治23年に印刷された「大学令案」、「専門学校令案」、「高等学校令案」によって、大学、専門学校、高等学校の差別化が検討されていた¹¹⁾。

この中で、各レベルの教育機関の連続を確保することが検討されていた証拠がある。「大学令案」では「学位授与権を持った帝国大学をはじめとする国立大学、しかも総合大学にしか認めないが、大学進学者と同等の資格要件を整え、大学と同等の「高等専門学校」を卒業したものには、試験による学士号取得の道を開くというのである。」¹¹⁾

ここにある「高等専門学校」という学校種は、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノヲ高等専門学校トス」(実業学校令第二条)⁸⁾とある専門学校のうち、高度の中学校を卒業した者が入学できる専門学校である(図1)。また、同時期に印刷された「専門学校令案」⁷⁾には、「高等専門学校・専門学校の卒業生には「文部大臣ノ許可ヲ得テ、得業士ノ称号」を授けることができる」との内容が含まれている¹²⁾。高等専門学校卒業生には「得業士」の学位を得られることを記している。ただし、これらの案はこのままでは日の目を見ることはなかった(制定されることはなかった)¹³⁾。

この内容は現在の高等専門学校の位置づけと学位授与のプロセスに似ており、図3に示すような学位授与過程のモデルになったのではないかとも思われる。特に、「得業士」は現在の「準学士」と同じレベルと思われる(表1)。

表1. 「大学令案」、「専門学校令案」と現在の学士の学位授与の比較

比較区分		大学令案と現在	「大学令案」と「専門学校令案」に見られる学士の学位授与	現在の学士の学位授与
対象者別の学位	高等専門学校卒業生		得業士	準学士
	大学卒業生		学士	学士
高等専門学校卒業生が学士の学位を授与されるための基礎資格			大学と同等の高等専門学校卒業生	大学と同等の高等専門学校専攻科修了生(認定専攻科修了生)
基礎資格保有者に対する学士の学位授与の認定方法			①試験	①単位認定 ②学修成果レポート ③論述試験

得業士については、高等学校令(第二次)(大正7年(1918年))に高等学校高等科を卒業し、専攻科を卒業したものに対する称号との記述がある。ただし、「大学令案」等は高等専門学校卒業生に対して試験を課することを提案しているが、現在の仕組みは、高等専門学校卒業生が専攻科を修了してから、①単位認定、②学修成果レポート、③論述試験が課されている。つまり、高等専門学校の卒業生に対して2年の学修を課した上にさらに、①～③を課しているところが大きく異なる。

いずれにしても、高等専門学校卒業生が「学士」となることに道を開こうとする点では一致している。

4-3. 学位授与機構の機能と学位審査

学位授与機構の機能を部門別に図4に示す。

大学評価・学位授与機構は学位授与部門と大学評価部門に分かれている。前者は専攻科認定(事前評価)という機能(機能1)と学位授与という機能(機能2)を持っている。後者は大学等の機関別認証評価(事後評価)を行う機能を持っている。

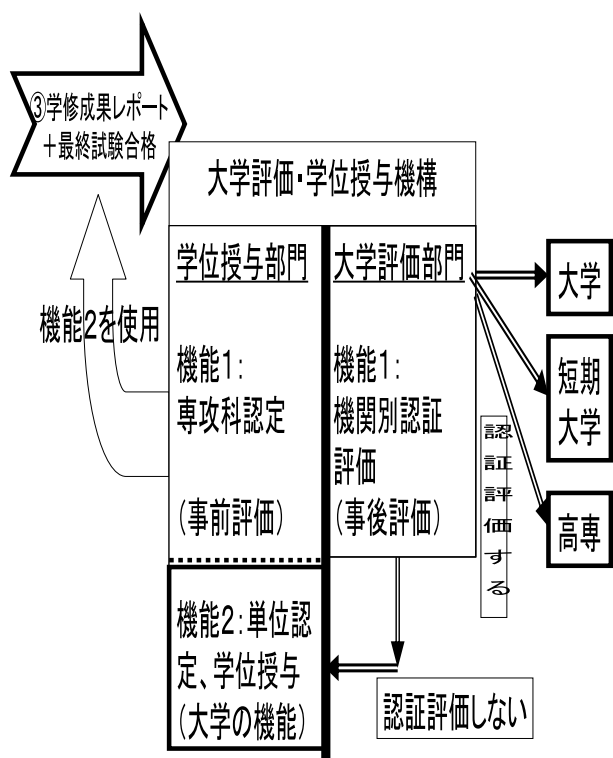


図4. 学位授与機構の機能

ここで、学位授与分門の機能2は、本来、大学のみが有する機能であることに注目したい。大学は機関別認証評価を受けなければならないが、学位授与部門は機関別認証評価を受けない。したがって、学位授与機構は機関別認証評価を受けない唯一の大学であると見ることもできる（図5）。

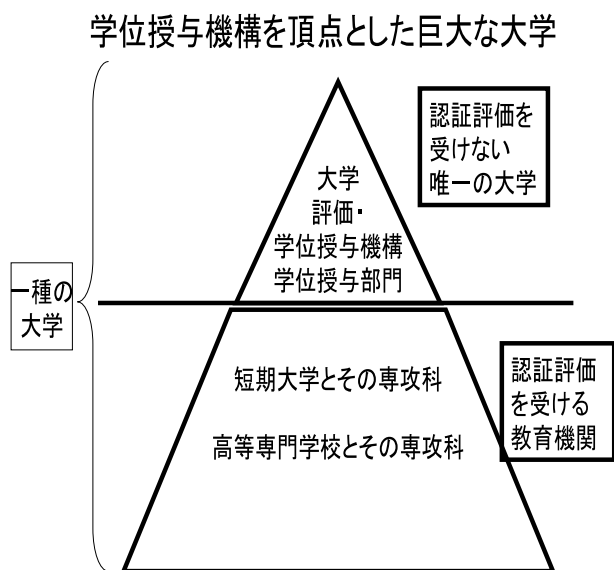


図5. 機関別認証評価を受けない唯一の大学

大学評価・学位授与機構の学位授与部門は、

短期大学、高等専門学校の専攻科の修了生に対して、試験を課して可否を決定し、学位を授与している。一方、専攻科修了までの課程は大学評価・学位授与機構の大学評価部門が行った機関別評価によって適切であることが認められている。したがって、認定専攻科修了生が「学士」の学位を授与される過程の適切性が保証されていないことになる。

5. 海外における学士の学位授与の例¹⁵⁻²¹⁾

5-1. フランスにおける学士の学位授与

フランスの高等教育においては、高等教育の入学資格であるバカロレア、3年間で学士、2年間で修士、3年間で博士の学位が授与される。一方、大学短期技術教育免状（diplome universitaire de technologie: DUT）等の技術教育に関連する修了資格（免状：diploma）が上記以外に存在する。

ここで、フランスの教育法典に、「大学の学位及び称号は国が独占するとされ」、「授与は機関固有の権限でない。」、「高等教育機関が学位・称号を所定の課程を修了した者に与えるには、対応する国家免状の授与権認証を国から受けなければならない、これを受けた機関のみが国の名の下で学位等の証書である免状を授与することができる。」¹⁵⁾とある。

このうち、学士の学位については、「学士の授与権認証を受けることができる高等教育機関は大学である。」¹⁵⁾、「但し、他の国立高等教育機関が大学と共同で認証を受けることができ、また、国立以外の高等教育機関も、大学と協定を結ぶことによって、当該大学の責任の下で学士教育を行うことができる。」¹⁵⁾とある。

いずれにしても、フランスの場合、大学と独立に、国による学士の授与権認証を受けることはできない。また、学位は国が授与している。これらの点は日本と大きく異なる。

日本では、大学と短期大学以外に、大学評価・学位授与機構が学士の学位を授与している。この仕組みはイギリスにあった学位授与審議会（Council for National Academic Awards: CNA）をモデルに作られたが、ポリテクカレッジが大学に昇格するとCNAは解散している（1993年）。

5-2. アメリカにおける学士の学位授与^{19,20)}

アメリカの学位は日本とほぼ同様であり、（1）

2年制の短期大学（Community College, Junior College, Technical College等）を卒業すると準学士（Associate Degree）を、（2）4年生の大学を卒業すると学士（Bachelors Degree）を授与される。（3）大学院には修士、博士、第1専門職等の各学位があり、それぞれMaster's degree, Doctoral Degree, First-Professional Degree（例M.D.など）が授与される。

Associate Degreeは準学士（日本の高等専門学校修了者の称号）と同じ名称であり、同格の学位と考えられる。この仕組みは大学に入学できなかった学生がまたやり直しができる（いわば、セーフティーネット的仕組み）として評価されることもある²²⁾。たとえば、アメリカでは短期大学を卒業した者が4年生大学に編入できる仕組みがある。1984年ノーベル化学賞を受賞したR. B. Merrifield（1921-2006）はPasadena Junior Collegeを経てUCLA（University California at Los Angeles）に編入学した経歴をもつ。

このJunior College、Community Collegeに分類される短期大学では、最近新しい組織改革が見られる。まず、初等カレッジ高等学校構想（Early College High School Initiatives）によって中等教育の方向に伸ばして、高等学校卒業免状と準学士を得るようにする試みがなされている²⁰⁾。この方式によると、9年生がAssociateを得るには通常6年を要するところ、4、5年で済むという利点がある²⁰⁾。これは日本の高等専門学校の教育課程に似ている。

また、2年生のCommunity Collegeが4年生の教育機関となり、「学士」の学位を与える方向性が現れてきた。Community Collegeの中には、大学によって与えられる学位に合わせて、自らのキャンパスで行われる教育プログラムを著しく変更したところもある。多くは大学のキャンパスでプログラムを実施している²⁰⁾。また、いくつかの機関が参加して、キャンパスの近くやその中に大学センターを作っているところもある。これらの教育機関のうちSouthern Regional Education Boardはassociateとbaccalaureateのhybrids（混成）と定義している²⁰⁾。

一方、Carnegie Classification of Institutions of Higher Educationは学士を与える流れを受けて、2005年にbaccalaureate associate collegeという新

しい概念を作り出している。2007年までに、「学士」の学位を与えるcommunity collegeはフロリダ州など14州に及んでいる。フロリダの4年の教育プログラムをもつcommunity collegeは「学士」の授与を継続することを許されている。

baccalaureate associate collegeは日本の高等専門学校と専攻科の接続に類似している。しかし、高等専門学校の専攻科には学位を授与することは許されていない。

6. 問題点のまとめと今後の進むべき方向性

以上、高等専門学校専攻科修了生に対する「学士」の学位授与について、歴史的背景、現在の問題点、および海外の高等教育との比較について、以下にまとめる。

（1）歴史的には「帝国大学令」により「学士」は帝国大学卒業生にほぼ限られていた称号であったが、大正7年（1918年）の「大学令案」により私立大学の卒業生にも認められた。しかし、専門学校卒業生には認められない差別は残った。

（2）明治23年の「専門学校令案」「大学令案」には高等専門学校卒業生も試験によって、「学士」の学位を出すことが議論されていた。これは、現在の高等専門学校専攻科修了生の学位授与の根拠になったのであろう。

（3）専攻科修了生には、その修得単位が認定後、学習成果レポート提出、論述試験合格によって、やっと「学士」の学位が授与される。大学評価・学位授与機構によって大学レベルと認定されても、卒業生に試験を課するという矛盾が存在する。

（4）大学評価・学位授与機構の学位授与部門は巨大な大学の頂点であるにもかかわらず、機関別認証評価を受けない。つまり、認定専攻科修了生の学位授与のプロセスは評価を受けていない。

（5）フランスにおいて、「学士」の学位を出すことができるのは、国から授与権認証を受けた大学だけ、または大学と協定を結んだ教育機関である。専門職に関する学位が存在する。

（6）現在のアメリカでは、4年制の短大があり、「学士」を与える授与権をもつ教育機関が増えつつある。また、専門職に関する学位が存在する。

（1）、（2）にもあるように、日本では学士の学位授与に関連して「国立が上で私立が下」

、「学芸が上で技術が下」、「大学が上で専門学校が下」という差別が根底にある。しかし、卒業生の学修と達成度を試験によって客観的に判断して、力のある学生に資格を与えるべきであるという思想があったことも事実である。

高等専門学校専攻科修了生にも「学士」への道が現在開かれていることはよいことであるが、

(3)、(4)にあるように、認定専攻科の修了生に対して、何段階ものステップを踏ませて「学士」として認める制度には問題がある。ここまで、学校種別の差別をする必要はないと考える。しかも、専攻科修了生に対する学位授与のプロセスは認証評価を受けていないため、透明性が低い。

アメリカでは「学士」と同レベルの専門職の学位があり、日本でも専門修士以外にも考えられてもよいだろう。さらに、アメリカでは短期大学の組織改変によって、4年生の短大が学士を授与できるが、日本でもこのような短大や高等専門学校があってもよいと考える。

簡単には認証評価を受けた高等専門学校専科

の学生がさらに試験等の評価を受けなくても「学士」を得られる仕組みを考えても良いであろう。高専専攻科のカリキュラムが大学で出している「学士」の専門範囲とどれだけ適合しているかを判定することを目的とする単位認定だけで十分ではないだろうか。

最近、中央教育審議会の答申において新しい提案があった(図6)²³⁾。これは平成20年12月に発表された「高等専門学校の充実について」という中央教育審議会の答申に記載された内容である。高等専門学校の専攻科の充実について、「高等専門学校教育にも柔軟に対応した学士の学位授与について、さらに検討が必要である。」とあり、「学士」の授与については必ずしも大学のカリキュラムにとらわれない「学士」を想定したものであろう。これは中央教育審議会の大学分科会第5回高等専門学校特別委員会の議事録に裏付けられている(図7)²⁴⁾。議事録では学士(総合工学)、学士(技術)などが提案されている。

(1)専攻科修了生に対する学位授与

現在、高等専門学校卒業後、大学評価・学位授与機構が認定した専攻科において所定の単位を修得した者で、大学評価・学位授与機構の審査を経て合格と判定された者に学士の学位が授与されているが、高等専門学校教育にも柔軟に対応し得る学士の学位授与について、更に検討が必要である。

高等専門学校教育の充実について

—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—(答申)平成20年12月24日中央教育審議会
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_jcsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217069_001.pdf

図6. 文部科学省中央教育審議会答申「高等専門学校教育の充実について」から

高専の専攻科は多くは複合専攻になっており、機械と材料と電気が複合した、例えば、生産システム工学というような専攻になっているのに、その評価をするときは、今度は昔の古い工学の体系を縦割りで評価をするので、学生の勉学の体系と評価の体系が若干ミスマッチを起こすからである。そこで、もし可能であれば、総合工学とか、学士(総合工学)、もしくは学士(技術)のような評価体系を検討してもらえると、学生やそれを指導する教員及び外部から来た企業経験者の方も、教える上で整合性がとれる。この点についても議論をお願いしたい。

高等専門学校特別委員会(第5回) 議事録平成19年7月2日(月曜日)10時~12時
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/016/gijiroku/07080604.htm

図7. 第5回高等専門学校特別委員会議事録から

7. おわりに

「学士」の学位授与の歴史、大学評価・学位授与機構による専攻科修了生への「学士」の学位授与の問題点、海外の学位授与、さらには、専攻科修了生の「学士」の学位授与に関する最近の提案について述べてきた。歴史的な背景は重要であるが、最近はあらゆる機関、仕組みが評価され、その内容が公表されているため、国による一方的な権威付けは無意味になりつつある。教育機関毎の評価内容が比較できれば、教育機関の質は一目瞭然だからである。さらには、国際的な単位互換制度が導入されていけば、学校間の接続は単位の認定だけでよい時代が来るであろう。フランスでは欧州単位互換制度 (ECTS) によって学修成果が明確に示され、「透明性を旨とする質保証を中心とした制度へ移行しつつある」¹⁶⁾とされる。

大学評価・学位授与機構による高専専攻科修了生への学位認定試験は無意味であり、しかも透明性が確保されていない。今後、高専も含めた「非大学型の高等教育機関」²⁵⁾の「学士資格枠組」²⁵⁾に関し専門の学会でも議論される必要がある。

参考文献

- (1) 胸組虎胤、認証評価と学士認定、工学教育、56巻1号、p.107 (2008).
- (2) 草原克豪、『日本の大学制度—歴史と展望』、弘文社 (2008).
- (3) 天野郁夫、『大学の誕生 (上) 帝国大学の時代』、中央公論新社 (2009).
- (4) 北海道大学北方資料室、<http://ambitious.lib.hokudai.ac.jp/hoppodb/photo/doc/0B041930000000.html>
- (5) 『北大百年史札幌農学校史料(二)』、pp.188-189、ぎょうせい (1981).
- (6) 草原克豪、『日本の大学制度—歴史と展望』、弘文社、p.39 (2008).
- (7) 中野文庫、専門学校令、<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm36-61.htm>
- (8) 中野文庫、実業学校令、<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm32-29.htm>
- (9) 中野文庫、大学令、<http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm07-388.htm>
- (10) 中野文庫、高等学校令 <http://www.geocities.jp/nakanolib/rei/rm07-389.htm>
- (12) 天野郁夫、『大学の誕生 (上) 帝国大学の時代』、中央公論新社、p.168 (2009).
- (13) 天野郁夫、『大学の誕生 (上) 帝国大学の時代』、中央公論新社、p.170 (2009).
- (14) 天野郁夫、『大学の誕生 (上) 帝国大学の時代』、中央公論新社、p.173 (2009).
- (15) 大場淳、フランスの高等教育機関と学位授与権、日仏教育学会年報第14号、pp.44-55 (2008).
- (16) 平川武彦、赤垣友治、フランスの技術短期大学 (IUT) の教育状況について、八戸工業高等専門学校紀要、第40号、pp.93-98 (2005).
- (17) 文部科学省中央教育審議会大学院部会資料、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/010901/s05-14.htm
- (18) 独立行政法人労働政策研究・研修機構、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_6/france_01.htm
- (19) 文部科学省中央教育審議会大学院部会資料、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/004/gijiroku/010901/s05-11.htm
- (20) A. M. Cohen, F. B. Brawer: The American Community College. (5th ed.), San Francisco, Jossey-Bass, pp.136-138 (2008).
- (21) 日本高等教育学会編：学士学位プログラム、高等教育研究、第8集 (2005).
- (22) 古山明男：教育にセーフティーネットを、Actio, 9月号 (2009).
- (23) 中央教育審議会答申：高等専門学校教育の充実について—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_jcsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217069_001.pdf
- (24) 高等専門学校特別委員会 (第5回) 議事録、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/016/gijiroku/07080604.htm
- (25) 吉本圭一：課題研究、高等職業教育と学位・資格制度、日本高等教育学会ニュースレター、N0.23、p.13 (2009).

小山工業高等専門学校 物質工学科
E-mail : munegumi@oyama-ct.ac.jp
「受理年月日 2009年9月16日」